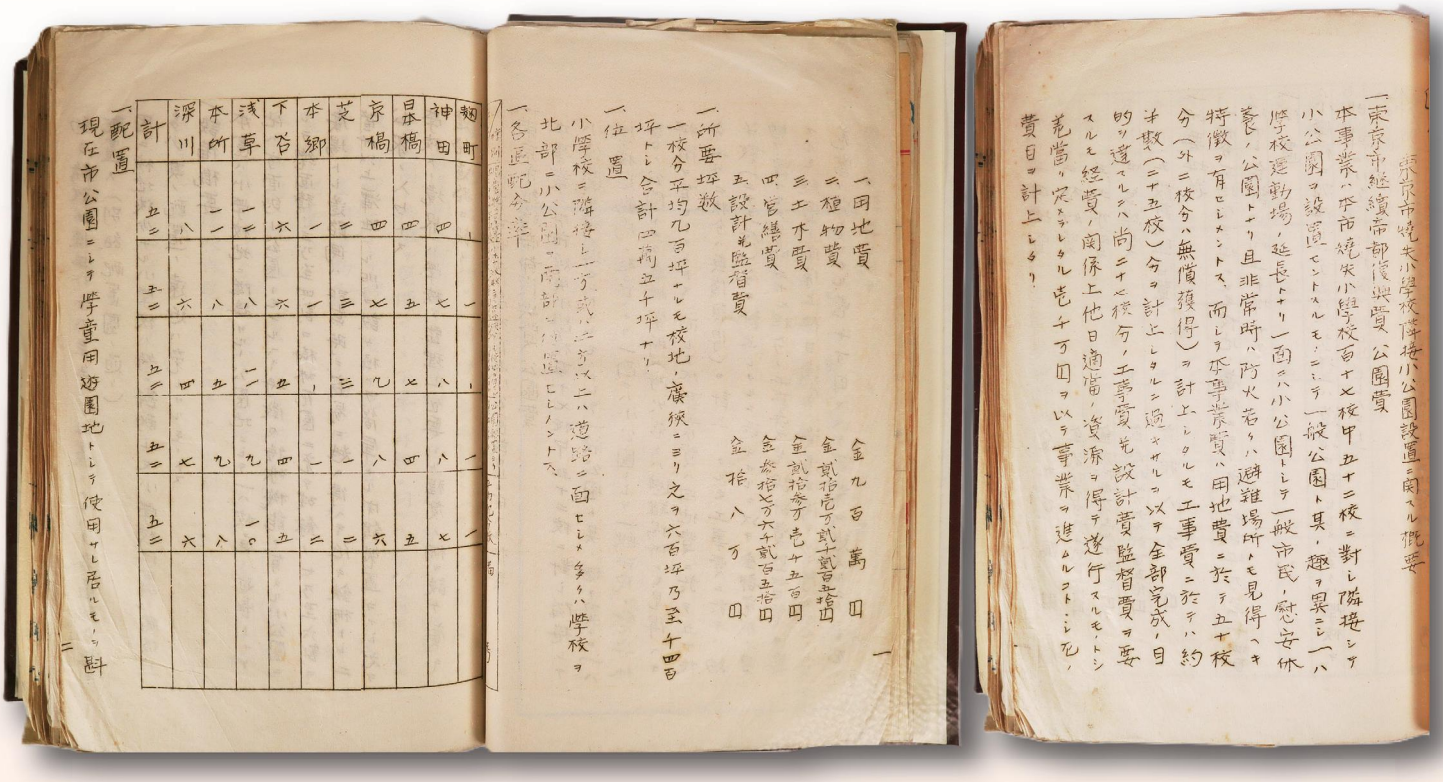
復興小公園の役割



東京市焼失小学校隣接小公園設置に関する概要　大正 15 年（1926）　請求番号：307.C4.12

関東大震災後に設置された52か所の小公園には、主に三つの役割が与えられました。すなわち、①小学校の運動場の延長として活用されること、②市民の日常的な慰安・休養の場となること、③非常時に防火や避難の機能を果たすことです。なかでも小学校との関係が重視され、小公園はすべて小学校に隣接して整備されました。

その配置は、東京市西部に位置する小石川・牛込・四谷・赤坂・麻布の５区を除く東部10区を対象に、児童数や小学校数、敷地の狭い小学校の数、既存公園の配置などを考慮して検討されました。画像左の「各区配分率」からは、小公園が浅草区と本所区に集中していたことが分かります。